

日本熱物性学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本熱物性学会 (The Japan Society of Thermophysical Properties) と称する。

第2条 (目的)

本会は、広く熱物性値の測定・評価・普及などに携わる研究者と、研究成果の利用者との交流を通じて、熱物性研究の進展とその成果の社会への還元に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 日本熱物性シンポジウム、講演会、講習会、研究会等の開催
2. 学会誌、学術図書等の刊行
3. 熱物性研究の国際協力
4. 熱物性情報の伝達、普及
5. その他本会の目的に沿う事業

第2章 会員

第4条 (会員の種類)

会員は、正会員、学生会員、法人会員、名誉員の4種とする。

第5条 (会員の資格)

- 1 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする。
- 2 学生会員は、高等専門学校・短期大学・大学(学部・大学院)およびこれらと同等と認められる学校に在学し、本会の目的に賛同して入会した個人とする。
- 3 法人会員は、本会の目的に賛同し、その事業遂行のために支援する団体(法人、企業等)からの代表者とする。
- 4 名誉員は、本会および熱物性分野の進展に顕著な貢献のあった個人で、別に定める手続きを経て、本会の承認を得た者とする。

第6条 (入会)

本会の趣旨に賛同して所定の入会手続きを行い、本会の承認を得た者を会員とする。

第7条 (会費)

会員は別に定める会費を毎年度納入するものとする。

第8条 (会員の特典)

会員には、本会の活動に関して、本会の定める特典が与えられる。

第9条 (退会・資格停止・除名)

- 1 会員は、別に定める退会手続きにより任意に退会することができる。ただし、特に申し出が無い場合、退会日は退会手続きのあった年度末日付けとする。なお、退会申し出時の年度を含め会費未納分がある場合は、これを納入するものとする。
- 2 会員が以下のいずれかの事由に該当し、役員会が会員資格を不相当と認めた場合、当該会員の会員資格を停止し、退会扱いとする。
 - ① 会費未納期間が別途定める年数を超えた場合
 - ② 死亡、または法人あるいは事業所が解散した場合
- 3 会員が以下のいずれかの事由に該当する場合、総会の決議を経て会長は当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対して総会における弁明の機会を与えなければならない。
 - ① 会員が会則に違反した場合
 - ② 会員が本会の倫理規定に違反する、その他非違行為を行うなど、本会会員として不相当と見なされる場合
 - ③ その他、除名すべき正当な事由がある場合

第3章 役員

第10条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 理事 6名以上10名以内 (会長1名, 副会長2名を含む)
2. 評議員 15名以上20名以内
3. 監事 2名

第11条 (役員を選任及び任期)

- 1 役員は、総会において正会員および法人会員の中より選任される。
- 2 役員任期は、当該年度の1月1日～12月31日とし、年数は役員の種類によって別に定める。また、再任を妨げない。

第12条 (役員職務)

- 1 会長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐して会務の執行に当たる。
- 3 副会長のうち、1名は無任所とし、会長に事故が生じた場合には会長の職務を代行し、1名は事務局担当とし、事務局を管掌する。
- 4 理事は、本会の会務を執行する。
- 5 評議員は、本会の会務を審議する。
- 6 監事は、理事会、役員会、および会計業務を含む本会会務のすべてを監査する。

第13条 (顧問)

本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を経て委嘱される。顧問は随時、本会の運営に関し助言する。

第4章 総会、理事会、役員会、委員会

第14条 (総会の開催)

総会は正会員、法人会員の出席により少なくとも毎年1回これを開催する。総会の議長は、会長が務める。

第15条 (総会の議事)

総会においては、事業報告、決算の承認、役員を選任、会則の改廃、その他重要事項を審議する。

第16条 (総会の議決)

総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

第17条 (理事会)

- 1 理事会は、本会の諸事業の運営、決算および予算、その他必要事項を審議する。
- 2 理事会は会長が招集し、その議長は会長が務める。
- 3 理事会には、理事会の承認を経て、理事以外の者も出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないものとする。
- 4 監事は、第12条6で定める業務を遂行するため、理事会に出席することができる。
- 5 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって議決する。

第18条 (役員会)

- 1 役員会は、理事の選任およびその他重要な会務について審議・議決する。
- 2 役員会は、会長もしくは理事会が必要と認めたとき、または、役員からの開催要求があった場合に会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 役員会には、役員会の承認を経て、役員以外の者も出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権は有しないものとする。
- 4 役員会の議事は、出席役員過半数をもって議決する。

第19条 (委員会)

- 1 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、役員会の議決を得て、委員会等を設けることができる。
- 2 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て、別に定める。
- 3 委員会の委員長は、理事会の承認を経て、理事会に出席し、審議に参加することができる。

4 委員会の委員長は、役員会の承認を経て、役員会に出席し、審議に参加することができる。

第5章 会務

第20条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。会費の年額は細則によって定める。

第21条 (会計年度・事業年度)

本会の会計年度および事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第22条 (会務報告)

役員会は、会計年度終了後、収支決算書、事業報告書を作成し、監事の監査を受けた後、総会に提出し、承認を受けなければならない。

第23条 (事務局)

事務局は、原則として副会長（事務局担当）の所属する機関に置く。

第6章 会則の改廃

第24条 (会則の改廃)

本会則の改廃は役員会の承認を経たのち、総会において出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

昭和55年 1月19日仮承認

昭和55年 11月25日承認

昭和56年 11月12日改正

昭和58年 10月21日改正

昭和60年 11月 7日改正

平成 元年 9月20日改正

平成 4年 9月29日改正

平成15年 10月 7日改正

平成16年 10月21日全面改正

令和 2年 10月29日改正